

三重県助産師会災害支援マニュアル

2013/4/28	作成
2013/10/17	改訂
2014/11/9	一部修正
2018/5/6	改訂
2023/3/31	一部修正
2026/1/31	改訂

災害対策委員会

はじめに

我が国は、その位置・地形・地質・気象などの自然条件から、台風・豪雨・豪雪・洪水・土砂災害・地震・津波・火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっています。三重県では過去、台風や豪雨による被害が頻発しています。さらに南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が非常に高くなっており、地震による津波も想定され、甚大な被害が推定されています。

避けられない自然現象からの被害を最小限に食い止めるためには、平素からの対策整備と防災への備えが不可欠となります。こうした背景を踏まえ、三重県助産師会は、平成18年に災害対策委員会を設置し、組織的な災害対応体制の構築に取り組んでまいりました。

本マニュアルは、平時から妊産婦や母子支援活動に防災の視点を取り入れるとともに、発災時には迅速な安否確認や被害状況の把握、妊産婦や母子に配慮した救護活動を可能にするための指針として作成したものです。

令和2年には新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されるなど、新たな災害リスクが顕在化しました。災害時においても感染症予防対策が不可欠であることから、本マニュアルには災害時の感染症対策も追加しています。

本マニュアルが、会員一人ひとりの災害対応力の向上につながり、地域の母子が安心して支援を受けられる体制づくりに寄与することを願っております。

令和8年1月 災害対策委員会

目次

第1章防災に関する基本事項	1
1. 目的	1
2. 基本方針	1
3. 三重県助産師会災害対策本部体制と役割	1
第2章災害時における組織体制	3
1. 災害時の対応	3
2. 注意事項	3
3. 三重県助産師会員としての災害準備	3
4. 災害時支援図〈フローシート〉	4
第3章緊急連絡先	5
1. 緊急連絡方法	5
2. 緊急連絡網	5
第4章災害時の支援対策	6
1. 助産師の心得	6
2. 災害支援の原則	6
3. 災害時の影響・ニーズ	6
4. 避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント	7
第5章情報の提供と連絡先	11
1. 収集方法	11
2. 注意事項	12
3. 関係機関一覧表とハザードマップ	12

第1章 防災に関する基本事項

1. 目的

三重県助産師会（以下「本会」という）は、三重県内・外に災害が発生し得ることを想定し、被災した地域の女性の健康レベルの維持および妊産婦の正常経過からの逸脱を防ぎ安全の確保に努める、また被災した助産師を身体・精神・社会的に支え助産師として防災に寄与することを目的とする。

2. 基本方針

- 1) 平時から関係機関・団体との連携を持ち、災害時に適切かつ円滑な対応を図る
- 2) 平時から緊急時の連絡方法や連絡網の整備につとめ災害発生を想定した訓練を行う
- 3) 災害発生時、本会支援対策本部を設置し情報収集・安否確認・他機関との情報共有を行う
- 4) 県内及び県外との支援助産師の派遣・受け入れ・調整をはかる
- 5) 災害支援活動の内容は以下を基本とする
 - (1) 妊婦の健康相談・精神的ケア・医療機関への受診の支援
 - (2) 産後間もない母子とその家族の健康相談・精神的ケア
 - (3) 母乳相談・乳房ケア・育児相談・育児用品の調達・授乳室の確保
 - (4) 周産期の妊産婦への支援・やむを得ない場合の分娩介助（有床助産所）
 - (5) 思春期女性への支援
 - (6) 女性の健康に関すること
- 6) 平時より災害支援に対応できる助産師の育成に努める

3. 三重県助産師会災害対策本部体制と役割

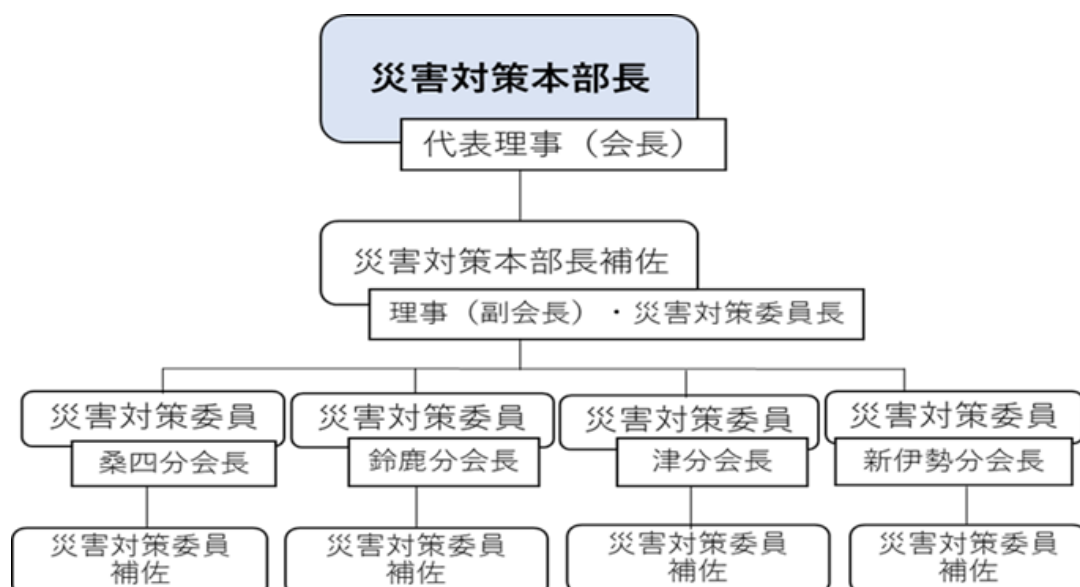
1) 設置時期

三重県内で発生した震度5以上の地震および災害対策本部長（三重県助産師会代表理事）が設置の必要性を認めた時、12時間以内に災害対策本部を立ち上げる

2) 設置場所

対策本部は代表理事（会長）宅とし、災害対策委員は各分会長宅とする

3) 対策本部組織



* 各分会で災害対策委員補佐2名を置く

4) 対策本部の役割

被害状況の情報収集、確認	・ 会員の安否確認 ・ 被害情報の確認 ・ 対策本部・対策委員の被害確認
関係機関との連携	・ 三重県 ・ 市町村 ・ 日本助産師会 ・ 近隣助産師会 ・ 三重県医師会 等
災害に関する情報収集、集約と発信	・ 被害状況 ・ 交通網の状況 ・ ライフラインの確認 ・ 救援・支援状況 ・ 被災者の健康問題 ・ 被災者受け入れ施設の確認 ・ 分娩施設の確認
災害支援要員（助産師）の派遣と受け入れ	・ 災害ボランティア助産師の要請・受け入れ ・ 派遣開始の決定 ・ 派遣場所・人数等 ・ 県内での助産師の配置調整 ・ 他県からの助産師の受け入れの調整 ・ 後方支援
支援活動に関する費用	・ 支援活動に必要とされる費用の把握 ・ 支援活動に関する費用の調達・調整
記録	・ 対策本部としての記録 ・ 関係諸機関への必要書類の作成
マスコミ対応	・ 対策本部長に報告し適宜対応
物資・義援金のとりまとめ	・ 災害対策委員と調整
被災会員のとりまとめ	・ 会員の復興状況の把握 ・ 継続支援を必要としている会員の把握 ・ 継続支援

5) 対策本部必要物品

電話、組織図、名簿、P C、災害マニュアル、その他必要と思われるもの

第2章 災害時における組織体制

1. 災害時の対応

- 1) 代表理事（会長）が災害対策本部長として対応する
理事（副会長）及び災害対策担当と連携を持って対応する
会員の安否確認・・・緊急連絡網の駆使
被害状況の把握・・・緊急連絡網の駆使
保健医療体制の継続・・・被災地及び近隣の病医院・産院等の把握・紹介
診療の介助等の支援
- 2) 各分会災害対策委員・施設を持っている助産所（分娩・保健指導）の役割
支援物資の配布、災害時の拠点として対応する
電話相談・母乳相談・育児相談・災害時の過ごし方等の相談
- 3) 保健指導部会、勤務部会、助産所部会は、各所属部会の特性に応じて対応する。
避難所や被災時の生活環境の調整・・・清掃、妊産婦専用の避難所、授乳室等の確保
助産師として出来ること・・・母乳相談、妊産婦の健康相談、
助産師としてその状況に応じて臨機応変に対応できる事
乳幼児の保健医療サービスの把握と支援
心理・精神面の援助（タッピングタッチ等）
物資・義援金の支援、救護活動

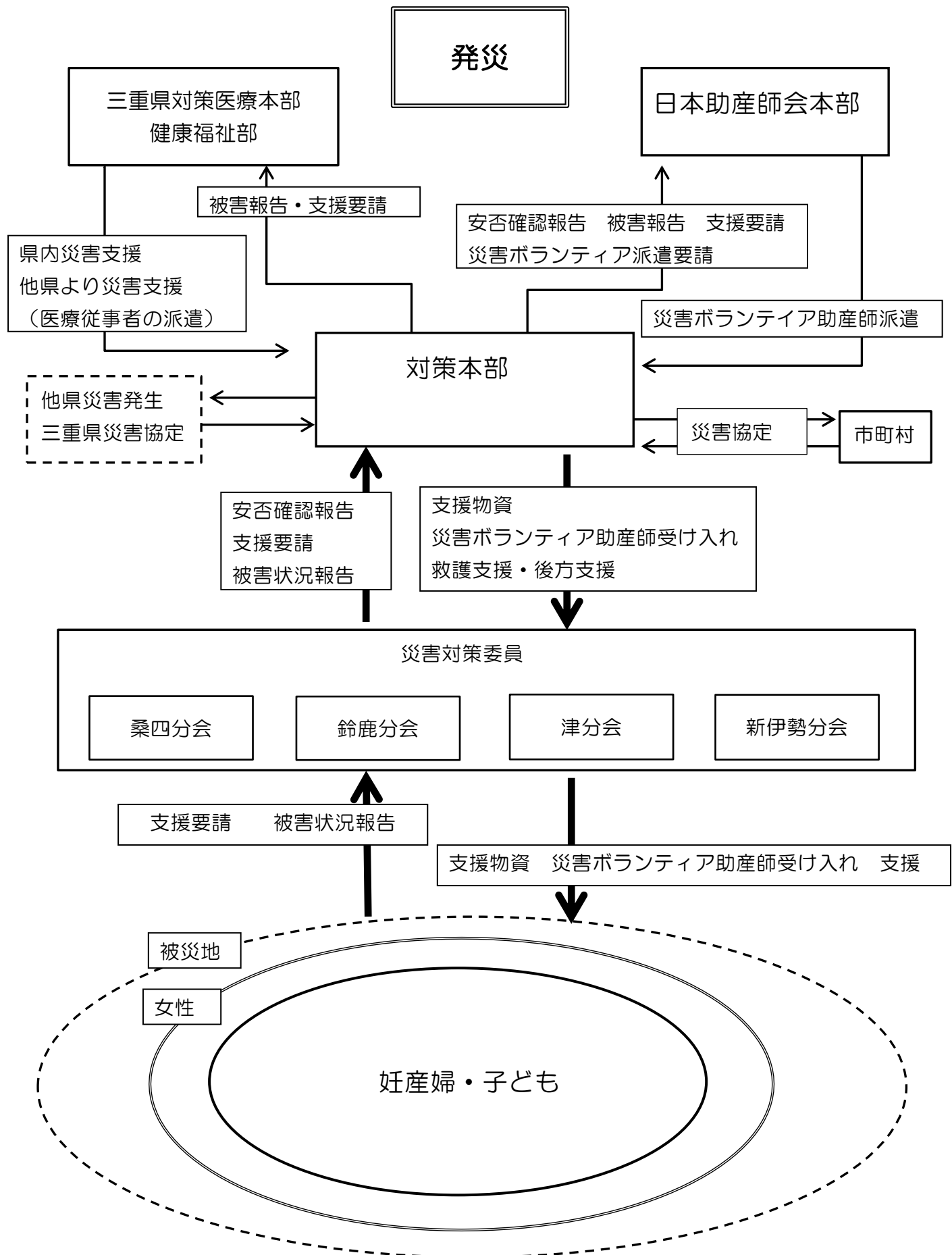
2. 注意事項

- 1) 災害に的確に対応できるよう平時から支援体制の確立を図る。特に災害時は平常業務に加えて、支援活動を実施することを想定しておく
- 2) 災害発生時、早急に災害本部を設置可能な地点を検討し立ち上げる
- 3) 災害対策委員会員の招集と、自宅待機会員の振り分けを行う
- 4) 地域の被害状況の把握に努める
- 5) 収集した情報は、会長宅、分会長（災害対策委員）に報告し、一覧表等にして、情報の一元管理を図る。
- 6) 会長、災害対策委員と連絡がつかない場合、地域の参集者で対応する
- 7) 負傷者の有無（傷病程度も）を把握し、必要な対策・応急措置を行う
- 8) 地域の被害状況に応じて、支援体制を構築する。避難所等への人員の派遣及び支援物資の配給本部、近隣助産師会への支援の依頼及び支援等

3. 三重県助産師会員としての災害準備

災害時の支援は、本マニュアルとともに日本助産師会作成平成24年版『助産師が行う災害時支援マニュアル』に準ずるため各自保有しておくこと

4. 災害時支援図（フローシート）



第3章緊急連絡先

1. 緊急連絡方法

震度5以上の地震が発生した場合、各会員は、速やかに指定された災害対策委員（分会長）へ連絡する。報告を集約し災害対策委員長は、災害対策本部へ連絡をする

※地震以外にも必要と思われる場合も連絡する

2. 緊急連絡網

安否確認・被害状況の確認および対策本部よりの情報伝達を行うため各分会の連絡網を設定する

1) 緊急連絡網の作成・管理

災害対策委員（分会長）が作成し管理する

緊急連絡先は、作成後毎年代表理事（災害対策本部）にコピーを提出する

目的以外の使用は控え、取扱に注意し、会員は連絡先の変更は速やかに届け出ること

※緊急連絡網は個人情報のため、ここに記載しない

2) 注意事項

(1) 連絡は、電話・メール等の情報伝達手段を用いる。長電話はさけて、連絡は簡潔に行う

(2) 連絡のとれない会員については、災害対策委員（分会長）またはその補佐が安否確認を行う
あるいは、会長が指定した者（連絡のとれない会員宅の最寄りに住む会員等）が直接訪問する

(3) 被災による負傷、被害をうけた会員に対し必要なサポートをする

(4) この緊急連絡網は、災害対策本部からの情報伝達用連絡先としても使用される

第4章 災害時の支援対策

1. 助産師の心得

1) 助産師の基本的姿勢

- (1) タッチをし「独りではない」ことを伝え、温かい言葉や手をさしのべる
- (2) 対処の方法を提案する話し方で伝える
- (3) 我慢せずそのままに感じていいのだと安心させる
- (4) 遭った体験を誰かに訴えたり、助けを求めることは恥ずかしいことでは、無いので話せる人に震災のことを話すことを勧める

2) 言ってはならないこと

- (1) この体験を克服するように
- (2) お気持ちはよくわかります。
- (3) ・ ・ ・でもまだ運が良かったです
- (4) そのうち乗り越えられます
- (5) (配偶者や子ども)のために強くなりなさい

2. 災害支援の原則

自己完結型

自己責任で生活

自分の健康管理

支援活動は複数行動

3. 災害時の影響・ニーズ

1) 災害時の妊産婦・乳幼児をもつ母親の心と身体

《特徴》

- (1) 長期間避難所を利用するものは少ない。
- (2) 妊娠・分娩・育児・母乳栄養に対する不安が強い。
- (3) 分娩施設変更への不安がある。
- (4) 体が思うように動かせない、重いものを持ってない。
- (5) 月経や悪露の処理の困難さ。
- (6) プライバシーのない避難所等で性的嫌がらせやレイプがある。
- (7) 安心して授乳できる環境がない。
- (8) 避難所で小さな子どもを持つ親としての気兼ねがある。

《身体的影響》

- (1) 下腹部痛や性器出血を主訴とした切迫流産
- (2) 蛋白尿の出現、浮腫の増強、血圧上昇、体重増加、体重減少
- (3) 外陰部の掻痒感
- (4) 母乳分泌の減少、乳腺炎
- (5) マイナートラブルの増悪…腰痛、頭痛、下肢のだるさやしびれ、不眠、便秘、全身のかゆみなど

《精神的影響》

- (1) 流産や胎児に対する影響の心配、妊娠継続への不安
- (2) 分娩施設の変更、陣痛発来時の対応への不安
- (3) 家族やペットとの別離からくるさみしさや喪失感
- (4) プライバシーのない生活によるストレス
- (5) 情報不足による不安
- (6) 子育てする気がおこらない、イライラする
- (7) マタニティーブルーや産後うつになりやすい

2) 災害時の妊産婦のニーズ

- (1) 災害への備えの啓発
- (2) 早期の妊産婦の把握
- (3) 安全な場所の確保と配慮・・・避難所・避難先
- (4) 災害時の過ごし方や健診の情報
- (5) 同じ境遇の仲間との集まり
- (6) 確実な情報伝達の徹底
- (7) 避難所での食糧確保と居住環境の整備
- (8) 子供のストレスを減らすための工夫と心のケア
- (9) 車中生活者の身体的ケア
- (10) 医療体制の整備と専門家によるケア
- (11) 心のケア
- (12) 片付けの負担軽減と衛生状態の維持
- (13) 物資の援助・・・マタニティ衣類・育児用品・出産後の必要物品
- (14) 母乳の援助・・・ミルク不足に対応するには母乳促進

4. 避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント

- 1) 妊産婦、乳幼児の所在の把握
- 2) 災害時要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料、水の配布等に配慮。必要に応じて、妊婦・母子専用の部屋や避難所の確保を検討
- 3) 健康と生活への支援
 - (1) 心身の健康状態と症状に応じた対処方法の把握、その対処方法により症状が軽減しているかの判断、症状に応じた対策についての助言、必要に応じて医療機関への搬送などの検討
 - (2) 災害による生活の変化に応じた対策についての助言
- 4) 妊婦健診や出産予定施設の把握、必要に応じて調整
- 5) 乳幼児の保健・医療サービス利用状況の把握と支援
 - (1) 乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整
 - (2) 新生児の発育栄養状態、ビタミンK₂シロップ内服状況、親の育児不安の有無等を把握し、必要に応じて保健・医療サービス利用を助言

6)【気をつけたい症状】

	妊娠中	妊娠中・産後	産後	乳幼児
医療機関への相談・連絡が必要な症状	☐ 胎動が減少し、1時間以上ない場合 ☐ 規則的な腹緊（お腹の張り）（1時間に6回以上あるいは10分ごと）／腹痛／膣出血／破水など分娩開始の兆候がある場合	☐ 頭痛／目がチカチカするなどの症状がある場合（妊娠高血圧症候群の可能性） ☐ 睡眠／気が滅入る／無気力になる／イライラ／物音や揺れに敏感／不安で仕方ないなどが続く場合	☐ 発熱がある場合 ☐ 悪露の増加／直径3cm以上の血塊／悪露が臭い場合（子宮収縮不良、子宮内感染の可能性） ☐ 傷（帝王切開の傷・会陰切開の傷）の痛み／発赤／腫脹／浸出液が出る場合（創の感染の可能性） ☐ 乳房の発赤／腫脹／しこり／汚い色の母乳が出る場合（乳腺炎の可能性） ☐ 強い不安や気分の落ち込みがある場合	☐ 発熱／下痢／食欲（哺乳力）低下がある場合（感染や脱水の可能性） ☐ 子どもの様子がいつもと異なることが続く場合（新生児） 夜泣き／寝付きが悪い／音に敏感になる／表情が乏しいなど（乳幼児） 赤ちゃん返り／落ち着きのなさ／無気力／爪かみ／夜尿／自傷行為／泣くなど
※治療中の病気や服薬中の薬がある場合は、医療機関に相談				
その他起こりやすい症状		☐ 浮腫 ☐ 便秘 ☐ 腰痛 ☐ おりもの増加／陰部の掻痒感 ☐ 排尿時痛／残尿感 ☐ 肛門部痛／痔（じ）	☐ 母乳分泌量の低下 ☐ 疲れやすい	☐ おむつかぶれ／湿疹 ☐ 赤ちゃんが寝ない／ぐずぐず言う
※その他おこりやすい症状が続く、悪化する場合は医療機関に相談				

【災害による生活の変化と対策について】

出産に向けた心身の準備や産後の回復、乳幼児は感染予防や体温保持のため、保温、栄養、感染防止、休息などへの配慮が必要。非常事態であり、普段通りにいかないことから、優先順位を考え、工夫しながら生活環境を整えることが必要。

食事・水分

- ・弁当やインスタント食品が中心となるため、塩分の摂取量が増加し、むくみが生じやすくなる。支給された食べ物でも、塩分の濃いものは残すよう伝える。
- ・食事がおにぎりやパンなど炭水化物が中心でたんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維などが不足しがちに。可能な限りバランスの良い食事をとる。栄養補助食品を使用して補うのも一つの方法。
- ・食中毒に注意。

授乳

- ・母乳育児をしていた場合は、継続することが重要。ストレスなどで一時的に母乳分泌が低下することもある

るが、その場合も不足分を粉ミルクや液体ミルクで補いつつ、母乳を吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮。

- ・調乳でペットボトルの水を使用する場合は、赤ちゃんの腎臓への負担や消化不良などを生じる可能性があるため、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）は避ける。
- ・お湯が用意できない時には、衛生的な水で粉ミルクを溶かす。授乳毎に準備し、残ったミルクは処分する。
- ・哺乳瓶の準備が難しい場合は、衛生的なコップなどで代用する。
- ・哺乳瓶・コップを煮沸消毒や薬液消毒できない時は、衛生的な水でよく洗って使う。

体温維持

- ・寒暖の差があり、赤ちゃんの体温は外気温に影響されやすいので、体温調節に配慮する。保温には、新聞、布団、毛布等で身体を包んだり、お母さんが抱き暖める。汗をかくと冷えるので、衣類の調節にも注意する。
- ・避難所では、段ボールで周りを囲むと暖かく、プライバシーも確保できる。
清潔
- ・入浴にこだわらず、体はタオルやウェットティッシュで拭く。特に、陰部は不潔になりやすいので、部分的に洗ったり、拭くようにする。（皮膚の弱い赤ちゃんは、体をウェットティッシュで拭く場合、アルコール成分でかぶれることがあるので注意。）

排泄

- ・赤ちゃんのお尻は、おむつをこまめに交換できなかったり、沐浴できなかったりするために、清潔が保ちにくく、おむつかぶれを起こしやすい。短時間、おむつを外してお尻を乾燥させたり、お尻だけをお湯で洗うようにする。（おむつの入手が困難な場合、タオルなどを使って使い捨てるなどの工夫をする。）

睡眠・休息

- ・不眠、暗くなると怖いなどの不安が強い時は、医師に相談し薬剤の使用も検討。
避難所での生活
- ・気疲れや人間関係のストレスを感じたり、避難所などで子どもが泣き止まず周囲に気を遣う場合がある。一人で思いこまず、感じていることを話し合えるよう調整したり、子どもを持つ家族の部屋を用意し、ストレスを和らげるために子どもを遊ばせる時間を作るなどの環境調整をする。
- ・妊婦、褥婦は、一般の人に比べて血栓がしやすいと言われており、「エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）」にならないよう、水分を適度に取り、屈伸運動・散歩など身体を時々動かして血液の循環をよくする。

ボランティアの活用

- ・災害時は水や物を運んだり、交通手段がなくて長時間歩くなど体に負担がかかるので、積極的にボランティアに手助けを依頼、また、子どもと遊ぶことをボランティアに依頼するなどの調整を図る。

救援物資など

- ・食料、離乳食、粉ミルク、おむつなどの物資については、避難所ごとに必要量を把握しておく。

7) 避難している子どもたちへの支援のポイント

- (1) 子どもの所在を把握
- (2) 子どもの心身の健康状態を把握し健康状態に応じた助言。必要に応じて心身の問題に対応できる専門家・医療機関等と連携する。
- (3) 子どもの生活環境を把握し、生活リズムを整えたり、子ども同士の遊びの時間などを調整し、子どもの

気分転換を図る。

(4) 子どもと過ごす親や大人が、子どもの思いや気持ちを受け止められるよう調整する。

子どもの状況把握の視点	支援にあたっての留意点
子どもの所在・健康状態の把握 (1) どこに子どもがいるのか	避難所や地域の中の子どもの居場所マップの作成（連携できる施設があればマップに入れる）
(2) どんな子どもがいるか 1) 年齢分布 2) 居住地域等の近さ 3) ハイリスクの子どもの存在 ①身体的問題を抱えている子ども ②知的／発達障害／心理的問題を抱えている子ども ③生活の自立に困難がある子ども ④被災時に特異な体験をした子ども	年齢、家族構成、被災状況（無理に話すことを促さない）、治療中の病気や薬の使用の有無、心身の健康状態を確認する。 1) 子どもの発達段階によって必要となる関わり方や物品が異なる。 2) 避難先での子ども同士の関係づくりは被災前からの知り合いがどうかで異なる。 3) それぞれの子どもが必要なケアを受けているかどうかを確認する。 ①食事療法や継続治療の必要な子どもの把握をする。薬や処置の継続が必要な病気を持つ子どもは、医療機関とのコンタクトや薬や処置の継続などの対応が必要。 ②被災前から問題を抱える子どもは、傷つきやすく、避難所などの共同生活では、刺激への反応性が高まることがある。多動・奇声などが周囲から奇異な行動とみなされ、周りとの協調性などに影響を及ぼすことがある。 ③自立移動や生活行動（食事、排泄、睡眠、着脱など）への継続的介助が必要。 ④家族の死亡、負傷、行方不明や震災時の閉じ込みなど震災体験が、心的外傷となっている可能性があり、対応が必要（専門家や児童相談所などの福祉機関等と連携）。
(3) 誰といるか	誰が子どもの面倒をみているか、子どもとの対話があるかなど、子どもの気持ちをくみ取る大人の存在があるかを把握することで、支援の必要な子どもを見出せる。
(4) どんな行動をとっているか	子どもの心の動きや体の状態は、子ども一人一人を実際に見て、判断する必要がある。継続的に関わりが必要な子どもの個人ファイルを作っておく。
(5) 気になる子どもの言動／反応 発熱、下痢、食欲（哺乳力）低下 ①乳児（夜泣き、寝付きが悪い、少しの音にも反応、表情が乏しくなるなど） ②幼児（赤ちゃん返り、夜尿、落ち着きがない、無気力・無表情、爪かみ・チック、泣く、怒る、震災ごっこ、パニックなど）	・大人が落ち着いた時間を持ち、話しかけたり、スキンシップをとることが大切 ・災害の映像を繰り返し見せるなど災害を思い起こすような体験は避ける。 ・このような状況下では通常みられる反応であり、生活への影響が見られてない場合には様子をみる。 ・子どもの反応の意味を親・家族へ説明し、一緒に遊んだり、話しをしたり、抱きしめて「大丈夫」と伝える方法などを伝える。余震の時は、寄り添い声をかける。 ・必要時には、医師への相談などの調整を行う。

子どもの生活環境の把握 ①生活の場としての環境 ・食事、睡眠が規則正しく取れているか ・トイレへ行けるか ・ストレスを発散する場所や機会があるか ②衛生状態（換気、温度、湿度、採光、におい、音、手洗い、うがい、入浴） ③遊び場としての子どもの環境 ・子どもは遊んでいるか ・遊び場は確保されているか ・遊びを監督している人はいるか ④子どもに必要な生活物品の充足	子どもの生活の場と生活状況から、リスクのある子どもの把握や環境調整を行う。 ① 食事や睡眠が規則正しく取れ、生活リズムが整うよう支援する。トイレの使用は羞恥心や、閉鎖空間や暗さによる恐怖から控えることがあるため、子どもの気持ちを配慮して、不安な気持ちへの配慮やプライバシーの確保に努める。また、大人に囲まれた生活はストレスが大きいことがあり、ストレスを発散する場所や機会があるかを確認することが必要。 ②定期的な空気の入れ換えが必要。手洗い、うがいを行える環境を作る。また、子どもは体温調節ができにくいので調整できるように気をつける。 ③遊びを通して感情を表出できるようにすることが大切。ただし、無理に感情を引き出すことは避ける。日記や絵を描くことなどで昇華できることもある。 ④乳幼児：おむつ、ミルク（お湯と消毒物品）、離乳食、お尻拭き、タオルなど 幼児：紙、クレヨン、ブロック、ぬいぐるみ、ボールなど
--	--

参考資料 ※抜粋、母子保健課にて改編

○兵庫県立大学 <http://www.coe-cn.as.jp/index.html>

○東京都福祉保健 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline/files/guideline_all.pdf

○日本助産師会 http://www.midwife.sakura.ne.jp/midwife.or.jp/pdf/hisai_message.pdf

引用資料必要

引用資料 厚生労働省雇用均等・児童過程局母子保健課

東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について平成 23 年 4 月 14 日版

第5章 情報の提供と連絡先

1. 収集方法

項 目	収集方法
・会員の安否確認 ・会員の被害状況	緊急連絡網により電話確認又はメール 171による一斉安否確認（予定）
・地域の被害状況の把握、記録	三重県防災対策部 各地域分会長（災害対策委員）
・ライフライン ・電話・水道・備蓄用品	会員 東邦瓦斯・水道局・N T T・中部電力・関西電力

・搬送体制の把握 ・道路・車・人手	各地域消防本部、国土交通省
・支援物資	三重県防災対策部・市町村災害対策室（危機管理室）、日本助産師会本部、各拠点
・行政関係機関との連絡	市町村・警察・消防署・医師会・拠点病院 他府県助産師会

2. 注意事項

1) 情報収集、伝達体制の整備

- (1) 停電時においても情報収集、通信可能な手段の確保に努める。
- (2) 情報の伝達は電話、FAX、インターネット等を活用する
- (3) 平時より行政機関の防災担当部署、医療機関との連携に努める
- (4) 情報収集および伝達先については、常に最新リストを整備しておく

3. 関係機関一覧表とハザードマップ

三重県助産師会助産所一覧表及び助産所マップ https://midwife.main.jp/sanin.html#kuwana	
三重県災害拠点病院 三重県医療支援病院 www.pref.mie.lg.jp/common/content/000993881.pdf	
三重県医師会一覧 https://www.mie.med.or.jp/hp/gunshi/index.html	
三重県ハザードマップ（災害予測図）一覧 /www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/75148007862.htm	
防災みえ. j p https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0021900050.htm スマートフォンにこのアプリをダウンロードすることをお勧めします。	